

○大府市物価等高騰緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰対策として農業経営に係る経費負担の軽減を図るため、農業者が出荷用資材、肥料、飼料又は燃油を購入する費用に対し、予算の範囲内において交付する大府市物価等高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内で営農する認定農業者又は認定新規就農者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年2月27日までの期間内において、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を10万円以上支出していること。
- (2) 大府市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、交付対象者が、令和7年4月1日から令和8年2月27日までの期間内において、以下の物品（市内で使用するものに限る。）の購入に要した費用とする。

- (1) 出荷用資材（農産物を出荷し、又は販売する際に使用する資材をいう。）
- (2) 肥料
- (3) 飼料
- (4) 燃油（園芸用施設の加温に供するためのA重油及び灯油に限る。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1事業者当たり10万円とする。

(交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市物価等高騰緊急支援事業補助金交付申請書（請求書）（第1号様式）に必要な書類を添付し市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請は、1事業者当たり1回を限度とする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、交付の申請をした者に対して大府市物価等高騰緊急支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条第3項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付をするものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月2日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。